

「住宅リフォーム等補助事業」

リフォーム費用の一部を補助します

6月4日（水） 8時30分から申込順に受付

本市では、地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成しています。

なお、この事業は平成26年度までの3か年限定事業で、今年度で終了します。また、年度内に補助金を交付する補助事業となっておりますので、リフォームを検討中の方は、お早めに申し込みされるようお願いいたします。

※予算が無くなりしだい終了

補助額

最大

100,000

円

※対象費用の10分の1を補助します
(補助は、対象工事費用が10万円以上の場合に限ります)

『家のリフォームをしよう!』

申請書類を提出

交付決定通知書が届いたら...

リフォーム工事!

工事が終わったら...

完了実績報告書を提出

施工実績の審査が終わったら...

補助金を指定口座へ振込

- 工事請負契約書や工事内訳見積書の写し、着工前の写真または図面などが必要です。
- 申請書類の審査を行い、市から交付決定通知書を送付します。また、必要に応じて現地確認を行います。



交付決定前の工事着工は、補助対象になりません。
必ず、交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。

- 補助金交付決定通知後に、工事内容の変更があった場合、補助金変更の申請が必要となります。工事請負変更契約書や変更後の工事内訳見積書などを提出していただきます。



補助金の増額変更はできません(減額は可能)。
補助金申請前に、工事内容をよく検討してください。

- 工事箇所の完成写真や、工事代金の領収書の写しなどの書類を提出していただきます。
- 実績報告書の審査(現地確認)を行い、市から補助金交付額の確定通知書を送付します。その後、補助金を請求してください。



完了実績報告書は、平成27年1月30日(金)までに提出してください。

住宅リフォームと耐震改修工事の減免制度

要件を満たすリフォーム工事などを行うと、所得税や固定資産税の控除が受けられる場合があります。

所得税については伊予三島税務署(24・5410)、固定資産税については税務課(28・6009)へお問い合わせください。

補助金交付の条件

補助対象者

- 市内に在住で、持ち家住宅のリフォームなど工事を行う人
- 市税を滞納していない人
- 施工業者、申請者がともに暴力団員などではない人

補助対象住宅

- 市内所有で、建築後10年以上経過して自ら居住している住宅
- ※マンションなどの集合住宅は個人専有部分、店舗などの併用住宅は個人住宅部分

補助の対象となる工事

- 市内の建築業者が、補助対象工事の施工業者であること

- 補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む)が、10万円以上であること

- 平成27年1月30日(金)までに、完了実績報告書の提出ができる工事であること

⚠ 施工業者が市内の建築業者である必要があります。市外業者の場合、補助対象にはなりません。

南海トラフ巨大地震に備え、
『家の耐震化をしよう!』

まずは建物の
耐震診断

耐震改修(補強)が
必要だと判定されたら...

建物の
耐震改修工事



市では、耐震診断・改修やリフォームについて、訪問や電話による勧誘または特定業者の紹介は一切行っておりません。悪質な業者によるトラブルには十分に注意してください。

問 建築住宅課 28-6183

**木造住宅耐震
診断補助事業**

耐震診断費用の一部を補助します。

最大 **35,000**

円 ※補助対象費の3分の2以内

**木造住宅耐震
改修補助事業**

耐震改修工事費用・設計費用・
工事監理費用の一部を補助します。

【改修設計】

最大 **200,000**

円 ※補助対象費の3分の2以内

【耐震改修工事監理】

最大 **40,000**

円 ※補助対象費の3分の2以内

【耐震改修工事】

最大 **900,000**

円 ※補助対象費の総額

合計 **1,175,000**

円 ※最大補助額

受付中

12月26日(金)まで

※先着順に受け付け、予算が無くなりしだい終了

安全で災害に強いまちづくりの実現に向けて、住宅の地震に対する安全性向上のため、木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します。

木造住宅耐震診断・耐震改修費用を補助します

改修工事の補助額が
60万円から90万円
に増額しました。



補助金交付の条件

補助対象者

- 対象となる木造住宅の所有者
- 市税などを滞納していない人

耐震診断補助

- 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- 階数が2階以下で、延べ面積が500平方メートル以下のもの

- 専用住宅、もしくは併用住宅で、延べ床面積の過半が住宅の用途に供されているもの

- 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた市内の建築士事務所に、耐震診断を委託すること

耐震改修工事

- 原則として、耐震診断によって、耐震改修が必要とされた建物であること
- 登録を受けた市内の建築士事務所に設計・監理・改修後の診断を委託すること
- 建設業法第3条1項に規定する許可(建築工事一式、または大工工事)を受けた市内に営業所を有する業者で、リフォーム瑕疵保険に加入可能な業者が改修工事を施行すること

注意事項

- 木造住宅でも、構造や増築状態などにより、補助対象にならない住宅もありますので、お問い合わせください
- 補助を受けるには、診断や改修を行う前に申請していただき、年度内に完了していただく必要があります

※詳細は、市ホームページをご覧ください

https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/